

(別表)

| 根拠条項 | 関係条項 | 処分事由 | 処分ランク | 標準的な処分内容 |
|------------|-----------|---|-------|----------|
| 77の35の19②一 | 6の3④,18⑦ | 判定結果通知の期限内履行義務違反(※1) | D | 業務停止命令1月 |
| | 6の3⑤,18⑧ | 判定期間延長通知の交付義務違反(※1) | D | 業務停止命令1月 |
| | 6の3⑥,18⑨ | 適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付義務違反 | D | 業務停止命令1月 |
| | 18の3③ | 確認審査等に関する指針によらない判定(「77の35の19②五その他①」に係るものを除く。) | D | 業務停止命令1月 |
| | 77の35の5② | 名称等の変更の届出義務違反 | D | 業務停止命令1月 |
| | 77の35の6① | 無認可による業務区域の増加又は減少 | C | 業務停止命令3月 |
| | 77の35の8② | 委任都道府県知事又は関係委任都道府県知事に対する名称等の変更の届出義務違反 | D | 業務停止命令1月 |
| | 77の35の9① | 構造計算適合性判定員(以下、「判定員」という。)以外の者による判定の実施 | C | 業務停止命令3月 |
| | 77の35の9② | 判定員の構造計算適合性判定資格者からの選任義務違反 | C | 業務停止命令3月 |
| | 77の35の9③ | 判定員の選任又は解任の届出義務違反 | D | 業務停止命令1月 |
| | 77の35の11 | 判定義務違反 | C | 業務停止命令3月 |
| | 77の35の13 | 業務区域等の掲示義務違反 | D | 業務停止命令1月 |
| | 77の35の14 | 帳簿の備付け・書類保存義務違反 | D | 業務停止命令1月 |
| | 77の35の15 | 業務実績等の書類の備え置き、閲覧義務違反、虚偽記入 | D | 業務停止命令1月 |
| | 77の35の18① | 判定の業務の無許可休廃止 | D | 業務停止命令1月 |
| 77の35の19②二 | 77の35の12① | ①秘密保持義務違反 | B | 業務停止命令6月 |
| | | ②その他構造計算適合性判定業務規程によらない判定 | C | 業務停止命令3月 |
| 77の35の19②三 | 77の35の9④ | 役員等構成の基準不適合に伴う判定員解任命令に違反 | A | 取消し |
| | 77の35の12③ | 構造計算適合性判定業務規程の変更命令違反 | A | 取消し |
| | 77の35の16① | 監督命令違反 | A | 取消し |
| 77の35の19②四 | 77の35の4一 | 判定員の必要人数基準への不適合 | C | 業務停止命令3月 |
| | 77の35の4二 | 判定業務の実施計画に係る基準への不適合 | C | 業務停止命令3月 |
| | 77の35の4三 | 有する財産の評価額の経理的基礎に係る基準への不適合 | C | 業務停止命令3月 |
| | 77の35の4四 | その他経理的基礎に係る基準への不適合 | C | 業務停止命令3月 |
| | 77の35の4五 | ①代表者及び担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る判定の実施 ②判定員による、その者が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物又は建築確認を行なう建築物に係る判定への従事 ③業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのある株主等の構成 | B | 業務停止命令6月 |
| | 77の35の4六 | 機関の親会社等である指定確認検査機関の行った確認の申請に係る建築物の計画についての判定の実施 | B | 業務停止命令6月 |

| | | | | |
|------------|-------------|--|-----|---------------------|
| | 77の35の4七 | 機関としての制限業種の実施等 | A | 取消し |
| | 77の35の4八 | 判定の業務を行うにつき十分な適格性を有していない | C | 業務停止命令3月 |
| 77の35の19②五 | 77の35の17① | ①判定の業務に関し必要な報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき | C | 業務停止命令3月 |
| | | ②判定の業務の状況等の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき | C | 業務停止命令3月 |
| | | ③判定の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき | C | 業務停止命令3月 |
| | 77の35の19②本文 | 業務停止命令違反 | A | 取消し |
| | その他 | ①法第6条の3第1項及び法第18条第4項の判定における著しく不適切な判断(※2) ②その他判定の業務に関する著しく不適当な行為 | A～E | 取消し若しくは業務停止命令又は監督命令 |
| 77の35の19②六 | 77の35の3等 | 不正な手段により指定を受けたとき | A | 取消し |

(注1)「根拠条項」及び「関係条項」欄について、例えば、「77の35の19②一」は「法第77条の35の19第2項第1号」の意である。

(注2)「処分等事由の内容」欄の「(※1)」及び「(※2)」は次のとおりである。

(※1)：法第87条第1項において準用する場合を含む。

(※2)：具体的な処分の内容は、過失の程度、結果の重大さ及びその社会的影響の大きさを踏まえて決定する。